

令和4年3月

定例農業委員会総会 議事録

令和4年3月10日（木）

宗像市農業委員会

令和4年3月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和４年３月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和４年３月１０日 午後３時３０分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和４年３月１０日 午後４時４５分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席１６人 欠席 ７人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	×
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	×
４	薄 幸一	○	１６	欠 員	
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	○
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	×
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	×
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	×
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	４番	薄 幸一		５番	松井 徳一郎

令和4年3月定例農業委員会総会会議結果

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
受付NO4	承認
受付NO5	承認

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認

第4号議案 あっせんの申出について

受付NO1	承認
受付NO2	承認

第5号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO1	承認
受付NO2	承認
受付NO3	承認
受付NO4	承認

第6号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出について

第2号 農地法第5条の規定による届出について

○議長

令和4年3月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は16名です。よって、令和4年3月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第14条第2項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。5件の案件が申請されています。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人は●●さんで、譲渡人は●●さんになります。●●さんは以前から●●さんに農地のことを相談していて、このほど話が整ったため、農地法の手続きになっています。取得後の農地では、野菜の栽培を予定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、特に問題ないと考えています。以上です。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんで、譲渡人は●●●●●さんです。●●さんは北九州市在住で、若松区や水巻町で現在、稲作を中心に耕作されています。●●●さんが、知人である●●さんに売買の相談をしたところ、話がまとまり、農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地では、稲作が行われます。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると考えています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。第1号議案、受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●●さんで、譲渡人は●●●●●さんです。●●さんは約1年前に農地を処分したいということで、事務局で相談を受けていました。農地を探していた●●さんが農地売買相談受付簿を通じてお互いの話がまとまり、農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地については、稲作が行われます。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると考えています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説

思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号5の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんで、譲渡人は●●●●●さんになります。当初、前回の2月定例総会で申請する予定でしたが、申請漏れがあったため、今月の許可申請になっています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると考えています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO5について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO5について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題いたします。3件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

申請人は、●●●さんになります。●●●さんは古賀市在住ですが、申請地の近くでみかん農園を営んでおり、現在の駐車場等が手狭になったため、新たに従業員用の駐車場、農作業スペース、農業用倉庫を整備したいということです。以上です。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。第2号議案、受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。転用目的は農業用倉庫などの建築になります。申請農地については、現況の平坦な地形を利用しますので、高いところで30センチ程度盛り土を行い、敷地全体は砂利敷きになります。取水は井戸が新設され、トイレの汚水は汲み取りとなります。雨水等は、北側から西側にかけて新設される側溝及び

前面道路の既設側溝に排水されます。周辺の農地には、日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えています。地元の農事組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案、受付NO1についての議案説明と担当地区委員、現地調査D班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2について、申請人の説明を行います。転用目的は、一時転用を伴う農地改良になります。申請人は、会社退職を機に、農業に専念することになった●●●●さんになります。申請地は、全体的にかさ上げが行われ、田から畑に改良が行われます。農地改良後の畑では、キャベツ、白菜などの葉物野菜の栽培を計画しています。地元の農事組合長からの承諾も得ています。今回の第4条許可申請は、一時転用後は農地として利用し、周辺への被害の影響がないなど許可要件を満たしており、一時転用について、特に問題ないと考えています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。転用目的は、一時転用を伴う農地改良になります。申請農地は、2メートル程度かさ上げを行い、田から畑へ改良されます。また、法面

が形成されますが、張芝工事を行い法面が保護されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。また、周辺の日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えています。

地元の農事組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案、受付NO2についての議案説明と地区担当委員、現地調査D班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号3について、申請人の説明を行います。転用目的は、一時転用を伴う農地改良になります。申請人は、●●●さんになります。申請地では、全体的にかさ上げが行われます。道路側以外では、境界からひかえて隣接農地への被害を予防します。また、雨水の対策については、南側の既設の側溝へ排水されます。農地改良後は、ニンニクやキュウリなどの野菜が作付される予定です。

今回の申請農地は、昨年6月に一時転用の許可を受けた●●●●さんが亡くなられたため、農地を相続した●さんが新たに申請しています。地元の水利組合長からの承諾も得ています。今回の第4条許可申請は、一時転用後は農地として利用し、被害対策についても周辺への被害の影響がないと思われ、許可要件を満たしていると考えていますので、一時転用については特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。受付番号3について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、報告いたします。転用目的は、農地改良になります。申請農地では、かさ上げが行われます。雨水については、南側に勾配をつけ、既設の素掘り側溝に排水されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。また、周辺の農地に影響がないよう、境界からひかえてかさ上げが行われます。日照や騒音などについても、特に影響ないと考えています。地元の農事組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案受付NO3についての議案説明と地区担当委員、現地調査D班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。3件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号1について、譲受人と譲渡人の説明を行います。転用目的は、農家住宅の建築になります。譲受人は●●●●さん、譲渡人は●●●●さんで、親子関係になります。●●さんは、これまで会社に勤めながら農業をやっていましたが、退職を機に、地元で農業に専念するため、農家住宅を建築したいということです。住宅は、木造かわら葺き平屋建てで、敷地内には住宅のほか、駐車場や苗箱置場が設置されます。地元の水利組合長からの承諾も得ています。今回の農地法第5条許可申請は、被害対策についても周辺への被害の影響がなく、許可要件を満たしていると考えていますので、特に問

題ないと考えています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたしますします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。転用目的は農家住宅の建築になります。申請農地については、現況地盤から2メートル程度かさ上げが行われます。取水は、既設水道管から取水し、汚水・雑排水等は、既設下水管へ排水されます。雨水等は、前面道路の既設排水桝へ流下します。また、法面が形成されますが、保護工事を行います。周辺の農地には、日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えています。地元の農事組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたしますします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO1について議案説明と地区担当委員、現地調査D班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2について、譲受人と譲渡人の説明を行います。転用目的は、太陽光発電設備の設置になります。譲受人は●●●株式会社代表取締役●●●●さん、譲渡人は●●●●●さんと●●●●●さんの2名になります。●●さんたちは、高齢のため耕作することが難しく、草刈りによる農地の管理はしていました。農地の買い手を探していたところ、新たな太陽光事業の計画地を探していた●●●株式会社との話がまとまり、今回の申請になっています。地元の水利組合長からの承諾も得ています。今回の第5条許可

申請は、被害対策についても周辺への被害の影響は少ないと思われ、許可要件を満たしており、特に問題ないと考えています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査D班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査D班班長です。受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。転用目的は太陽光発電設備の設置になります。申請農地については、敷地は現況を整地する程度になります。取水、汚水・雑排水等はありません。雨水は、前面道路の既設側溝へ排水されます。周囲は、2メートルのフェンスが設置されます。日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えています。地元の農事組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO2について議案説明と、地区担当委員、現地調査D班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第3号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号3について、譲受人と譲渡人の説明を行います。転用目的は、農家住宅の建築になります。譲受人は●●●●さんと譲渡人の●●●●さんは親子関係になります。現在、父親の●●さんと同居していますが、手狭になってきたころから、農家住宅の建築の申請となっています。住宅は、木造2階建てで、住宅のほか、駐車場、農業用車両置場、農作業場もあわせて整備されます。地元の水利組合長からの承諾も得ています。今回の農地法第5条許可申請は、被害対策についても周辺への被害の影響がない

と思われ、許可要件を満たしており、特に問題ないと考えています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査Ｄ班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査Ｄ班班長です。第３号議案、受付番号３について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。転用目的は農家住宅の建築になります。申請農地については、敷地を整地する程度で、切土盛土はありません。取水は、既設水道管から取水し、汚水・雑排水等は、既設下水管へ排水されます。周辺に農地はありませんので、日照や通風、騒音などは、影響ないと考えています。地元の水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第４条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ３について議案説明と地区担当委員、現地調査Ｄ班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はありませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第３号議案、受付ＮＯ３について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ３について、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第４号議案「あっせんの申出について」を議題といたします。２件の案件が申請されています。受付ＮＯ１及び受付ＮＯ２について、一括して審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第４号議案の受付ＮＯ１及び受付ＮＯ２について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１及び受付ＮＯ２の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。

○議長

第４号議案、受付ＮＯ１及び受付ＮＯ２のあっせん委員の選出にあたっては、議長の指名といたします。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1及び受付NO2のあっせん委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、第5号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1から受付NO4まで一括して審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

（第5号議案の受付NO1から受付NO4について、資料により説明）

○議長

ただいま受付NO1から受付NO4について、事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO1から受付NO4について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1から受付NO4については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第6号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま事務局から第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を取ります。第6号議案、令和3年度農用地利用集積計画について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和3年度農用地利用集積計画については承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は2件であります。報告事項第1号「農地法第4条の規定による届出について」と、報告事項第2号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第

3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号及び報告事項第2号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号及び報告事項第2号の説明がありました。この件につきましては、報告となりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和4年3月定例農業委員会総会は閉会いたします。